

## 遊漁におけるまき餌について

### 1 遊漁におけるまき餌釣りに係る委員会指示の経緯経過

平成 14 年 12 月に水産庁長官から『海面における遊漁と漁業との調整について』通知があり、「まき餌釣漁法の解除」と「都道府県ごとの実情により、まき餌釣漁法の禁止区域を規定すること」について、技術的助言がありました。

また、平成 15 年 4 月に『遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律』が施行され、遊漁船業について届出制から登録制への移行や水産動植物の採捕に関する規制内容の周知等が業者に義務付けられました。

このような大きな制度改正にあわせて、県内遊漁者の増加やその形態等の変化を踏まえ、県内各地域の「地元ルール」を調査し、千葉海区漁業調整委員会と連携して、全面的なまき餌釣漁法の解除ではなく、「千葉海区漁業調整委員会指示」と「千葉県海面利用協議会推奨ルール」による新たな枠組みを平成 16 年度に構築しました。

### 2 他都県のまき餌釣りの状況について

#### (1) 東京都（東京都漁業調整規則第 4 4 条）

まき餌釣り禁止

#### (2) 神奈川県（神奈川県漁業調整委員会指示）

##### ・まき餌かごの大きさ

外径（放出するまき餌量調整などのために取り付けられた突起した部分を除く。）

5. 5 c m 以下、

長さ（まき餌を収納する部分に限る。） 1 6 c m 以下

のいずれの条件も満たすもの

##### ・まき餌かごの数

1 仕掛けにつき 1 個

**(3) 静岡県（静岡海区漁業調整委員会指示）**

船舶によりまき餌を使用してさお釣・手釣を行う場合は、まき餌かごを付さなければならず、そのまき餌かごの数量は1仕掛けにつき1個、大きさは直径5cm、長さ15cm以下のものに限る

**(4) 茨城県（茨城県海面漁業調整規則第47条）**

まき餌釣り禁止

### 3 本県のまき餌釣りルールの周知状況について

**(1) パンフレット等を作成し、各関係機関等に配布**

平成31年度においては、漁協、遊漁船業者、県内外の釣具店・釣餌店・マリーナなどに、ポスター約千枚、パンフレット約三万枚配布し、海面におけるルールを遊漁者、遊漁船業者等に周知しました。

**(2) 千葉県ホームページへの掲載**

**(3) 遊漁船業者への任意立入検査でのルール周知**

令和2年3月末現在、本県に登録されている遊漁船業者数は、441業者、583隻です。

登録は5年ごとに更新を受けることとされていますが、5年間の登録期間中に原則1回、営業所及び遊漁船への登録事項確認検査を任意で行っており、その際に営業所や遊漁船へのルールの掲示や乗客への周知を指導しています。

〔 \*平成27年度から平成31年度末までの5年間で、290業者に  
対して検査指導を実施しました。 〕



# 船釣りをする皆さんへ

**千葉の海には、  
船釣りのルールがあります。**



### 〈お願い〉

- ！原則、船室外にいるすべての乗船者にライフジャケットの着用が義務化されました。
- ！漁業者の網に切れた釣り針等が絡まり、けがや漁具の破損被害が発生しています。まき餌や釣り糸等は持ち帰り、海をきれいに保ちましょう。

### 【お問い合わせ先】

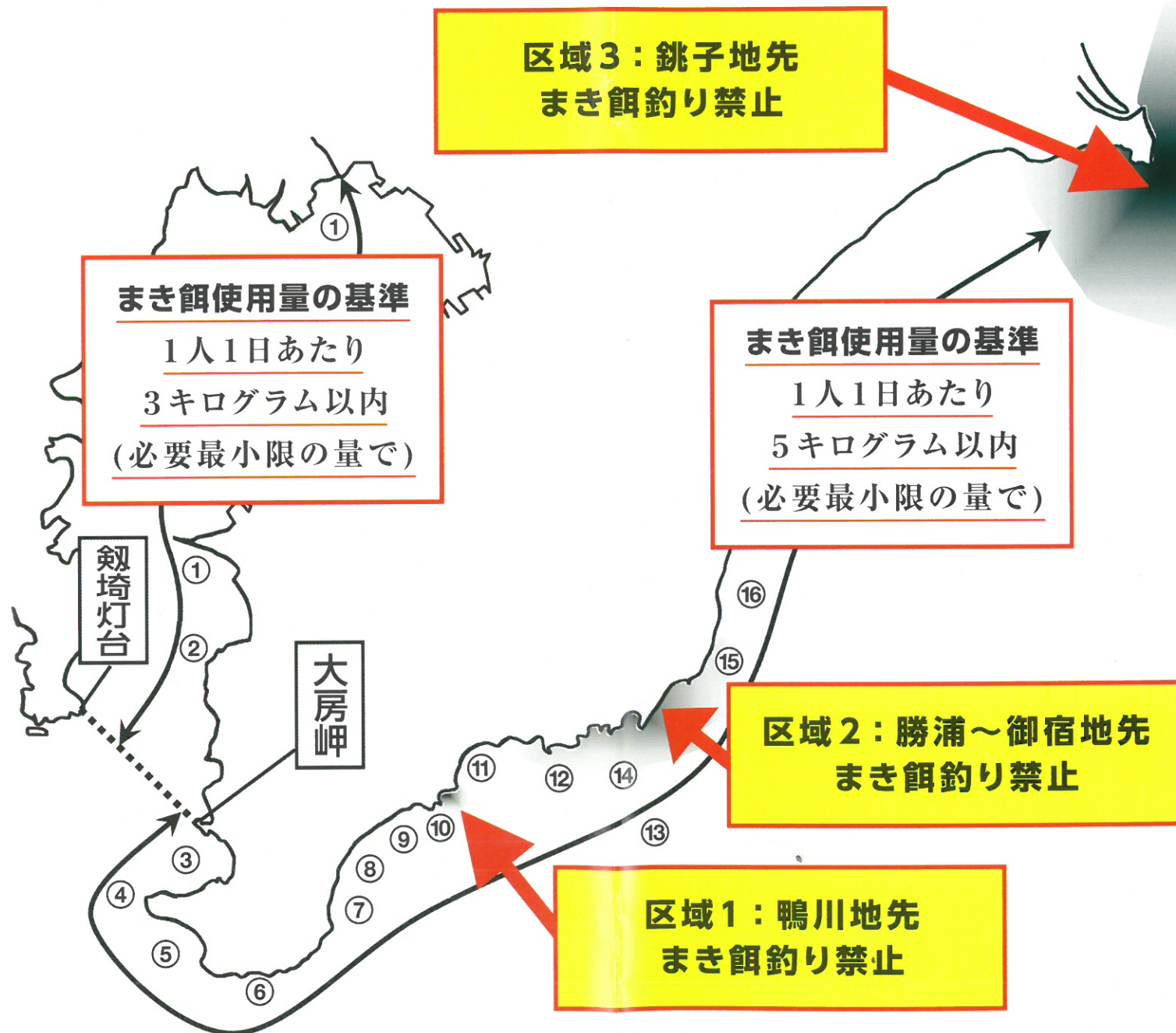
千葉県農林水産部水産局水産課漁業調整班 (043-223-3042)  
 銚子水産事務所(0479-22-8397) 館山水産事務所 (0470-22-5761)  
 勝浦水産事務所(0470-73-0108) 千葉海区漁業調整委員会 (043-223-3745)

## 千葉海区漁業調整委員会指示 (下図)

1. 下図の1、2、3の区域において、  
**船舶を使用した遊漁のまき餌釣りは禁止されています。**
2. 船舶を使用して遊漁のまき餌釣りをする場合、  
1人1日あたりのまき餌の使用量は、下図のとおり制限されています。

## 千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルール

①から⑬の地区ごとに、遊漁をする際の細かなルールがあります。



詳しくは、URLまたはQRコード®からホームページをご確認ください。  
 「千葉県海面における遊漁のルールについて」  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/makiesa.html>

